

令和5年度 責任投資活動報告書

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

1. トップメッセージ
2. 責任投資の取組方針
 - 1) 事業概要・資産運用のフレームワーク
 - 2) 考え方
 - 3) 運用資産残高
 - 4) 責任投資におけるガバナンス体制
 - 5) 運用受託機関の選定・評価・管理
3. 責任投資活動の状況
 - 1) スチュワードシップ活動
 - 2) トップ面談
 - 3) 運用受託機関のスチュワードシップ活動
 - 4) 運用受託機関の議決権行使
 - 5) 運営上の取組
 - 6) 今後の方針

概要

事業概要(令和5年度末)

運用資産

約6.7兆円

契約事業所数

約56万所

被共済者数

約573万人

活動内容(令和5年度)

トップ面談※実施数

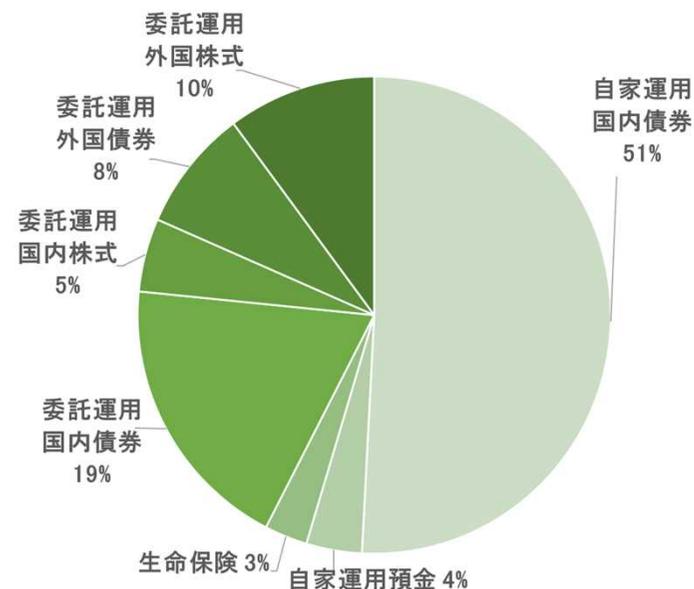
9社

※大手金融機関及びそのグループのトップとの面談

ステュワードシップ活動報告会 当機構役員出席率

18社 20回 100%

資産別構成比(令和5年度末)



沿革

平成26年 日本版ステュワードシップ・コード受入
ステュワードシップ活動開始

平成30年 トップ面談開始

令和5年 責任投資方針の策定・公表
PRI（責任投資原則）署名

1. トップメッセージ

私ども独立行政法人勤労者退職金共済機構は、中小企業の勤労者のための退職金共済制度及び、広く勤労者の計画的な財産形成を目的とした勤労者財産形成促進制度を運営しています。このうち退職金共済制度は、「一般の中小企業退職金共済制度」(以下、中退共)と、建設業・清酒製造業・林業といった「特定業種退職金共済制度」(以下、特退共)から構成され、令和5年度末現在、全国約56万所の事業主と約573万人の勤労者の皆様にご加入いただいております。運用資産残高は約6.7兆円に達しています。

当機構は、金融庁より公表された「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の趣旨に賛同し、平成26年8月にこれを受け入れることを表明のうえ、従来よりスチュワードシップ活動に取り組んできました。また、年々考慮すべき深刻な環境や社会の課題が増大しているなか、昨年度は、これらの取組の一層の実効性向上を企図し、国連の責任投資原則(PRI)に署名すると共に、当機構に於ける責任投資の考え方や方針について策定・公表しました(「責任投資方針」)。令和5年度の責任投資活動報告は、従来のスチュワードシップ活動の報告に加え、責任投資に係る活動について幅広く記載しています。

また、具体的なESG要素については、中小企業退職金共済法の趣旨などに鑑み、例えば、環境(E)要素については森林保全を通じた二酸化炭素吸収、社会(S)要素については中小企業の勤労者の労働環境向上といった要素にも従来より留意して参りました。

今後についても、公的機関のアセットオーナーかつPRI署名機関として、受託者責任の範囲内で、資産運用の戦略・執行や評価へのESG要素の組込など、持続可能な社会の実現を後押しするための活動について引き続き検討して参りますので、皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

独立行政法人勤労者退職金共済機構
理事長 梅森 徹

2. 責任投資の取組方針 1) 事業概要・資産運用のフレームワーク

- 当機構は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)及び中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)に基づき、中小企業退職金共済制度の運営及び勤労者の計画的な財産形成を促進することを目的とする独立行政法人として設立されました。また、退職金共済制度は、4事業、6経理(中退共、建設業退職金共済制度、同(特別給付経理)、清酒製造業退職金共済制度、同(特別給付経理)、林業退職金共済制度)からなり、各々の目標に沿って資産運用が行われています。
- 当機構は、中小企業退職金共済法第78条の規定に基づき、運用の目的などを記載した「資産運用の基本方針」を定めています。加えて、昨年度のPRI署名に伴い、責任投資に関する考え方や方針を定めた「責任投資方針」を策定・公表しています。

中小企業退職金共済法(昭和34年5月9日公布)

- 機構は、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関して、運用の目的などを記載した基本方針を策定し、当該基本方針に沿って運用しなければならない(第78条)。

資産運用の基本方針(令和4年7月1日制定) https://www.taisyokukin.go.jp/assets/PDF/basic_policy.pdf

- 当機構資産の運用は、積立型の退職金共済という制度の特徴等に留意し、専ら受益者の利益の為に長期的な観点から安全かつ効率的に行います。また、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に退職金共済事業に必要な利回りを最低限のリスクで確保することを目標とし、基本ポートフォリオを策定しています。
- 個別企業経営への干渉を回避すること、市場の価格形成等を歪めないよう配慮すること、自家運用における確実なキャッシュフローを実現すること、等を定めています。

責任投資方針(令和5年7月19日制定) <https://www.taisyokukin.go.jp/assets/PDF/investment.pdf>

- 公的機関のアセットオーナーとして、サステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)の観点を取り入れた責任投資を、「資産運用の基本方針」の範囲内で行います。投資先企業によるESG課題への取組を適正に評価していくことは、長期安定的な利益をもたらすという受託者責任を果たす上で重要な課題だと考えます。
- 当機構は、責任投資を行うことにより、運用受託機関等に対し、投資先企業によるESG課題への取組を適正に評価するよう働きかけることを通じ、投資先企業による対応を促し、必要とされる収益の確保を目指します。

2. 責任投資の取組方針 2) 考え方

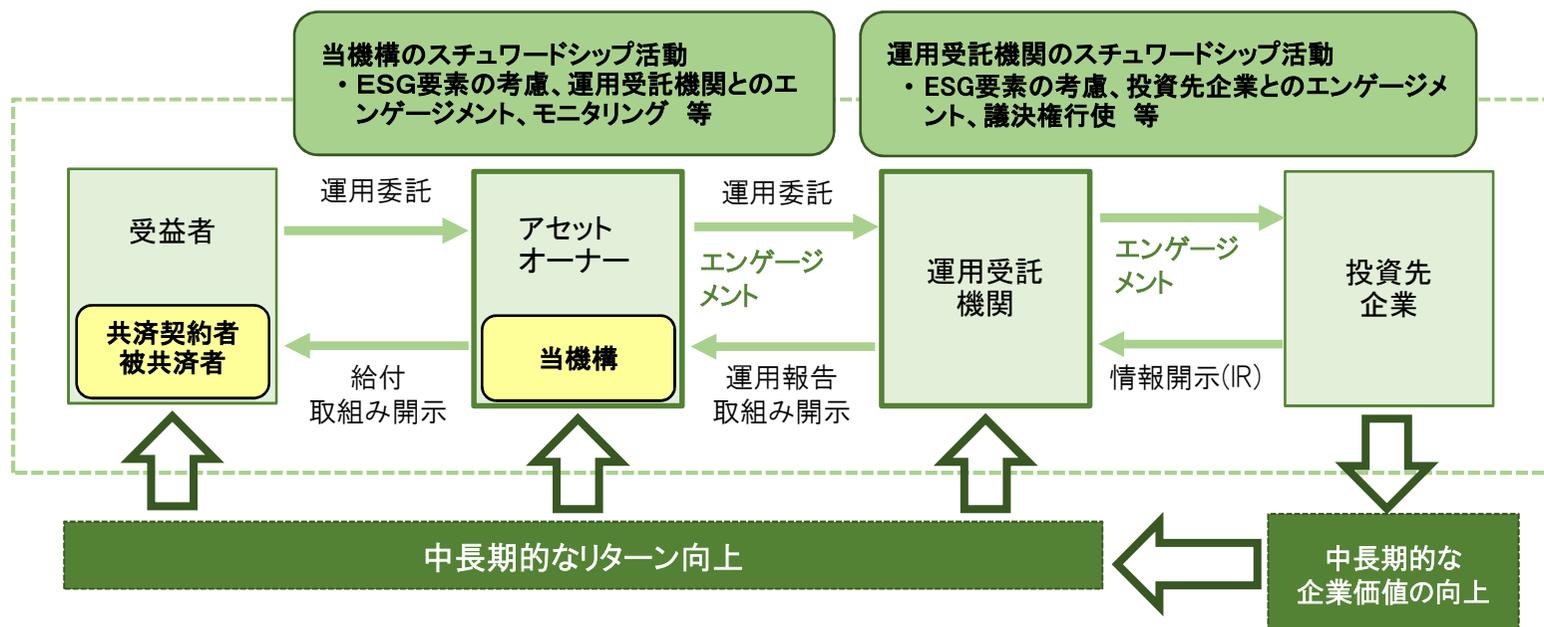
- 当機構は、委託運用の責任投資をインベストメント・チェーンを通じて行うこととし、運用受託機関に対して、投資先企業の企業価値向上やその持続的成長を促すことにより、中長期的な投資リターンの拡大を図ることを求めます。
- 運用受託機関には、スチュワードシップ活動の一環として、投資先企業に対して、企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)等を行うことを求めます。

責任投資

PRI(責任投資原則)は、責任投資を「環境(environment)、社会(social)、ガバナンス(governance)の要素(ESG要素)を投資決定やアクティブ・オーナーシップに組み込むための戦略および慣行」と定義しています。

アクティブ・オーナーシップとは、オーナーシップ(保有)の権利と立場を利用し、投資先企業などのステークホルダーの行動に影響を与えることを指します。

インベストメント・チェーン

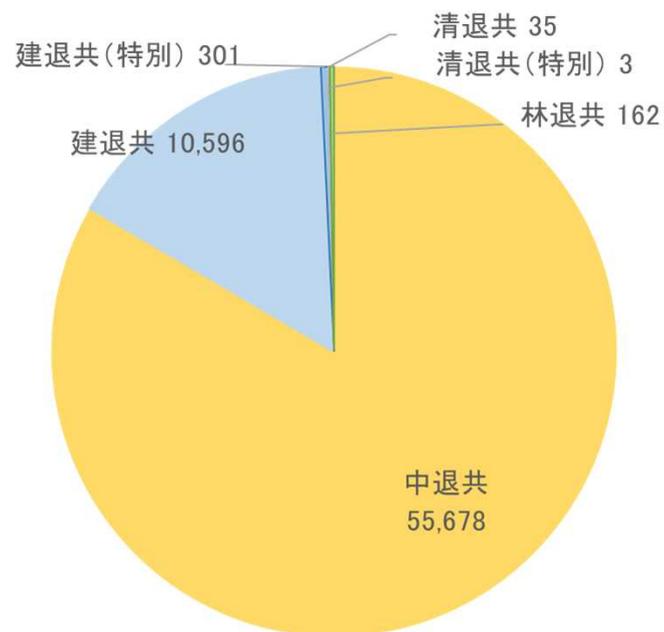


2. 責任投資の取組方針 3)運用資産残高

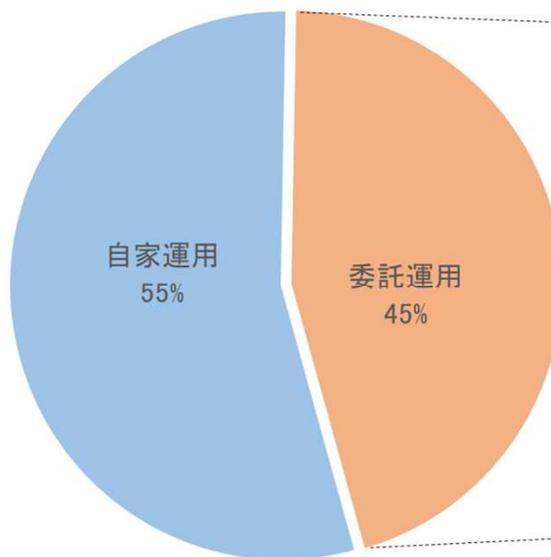
- 運用資産残高は約6.7兆円であり、制度別構成は中退共 約5.6兆円、特退共合計 約1.1兆円となっています。
- 運用方法は、自家運用55%と委託運用45%があります。自家運用では、退職金等支払のための確実な資金フローを実現するために、国債等の安全資産を「満期保有目的の債券」として運用しています。一方、委託運用では、自家運用だけでは不足する必要な運用収益を実現するため、リスク資産の運用を運用機関に委託しています。
- 委託運用部分の資産構成比は、国内債券42%、国内株式11%、外国債券18%、外国株式22%、生命保険7%となっています。

運用資産残高(令和5年度末)

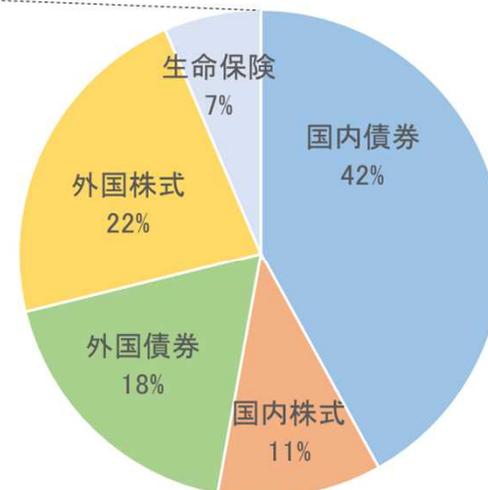
経理別残高(単位:億円)



運用方法(6経理合計)



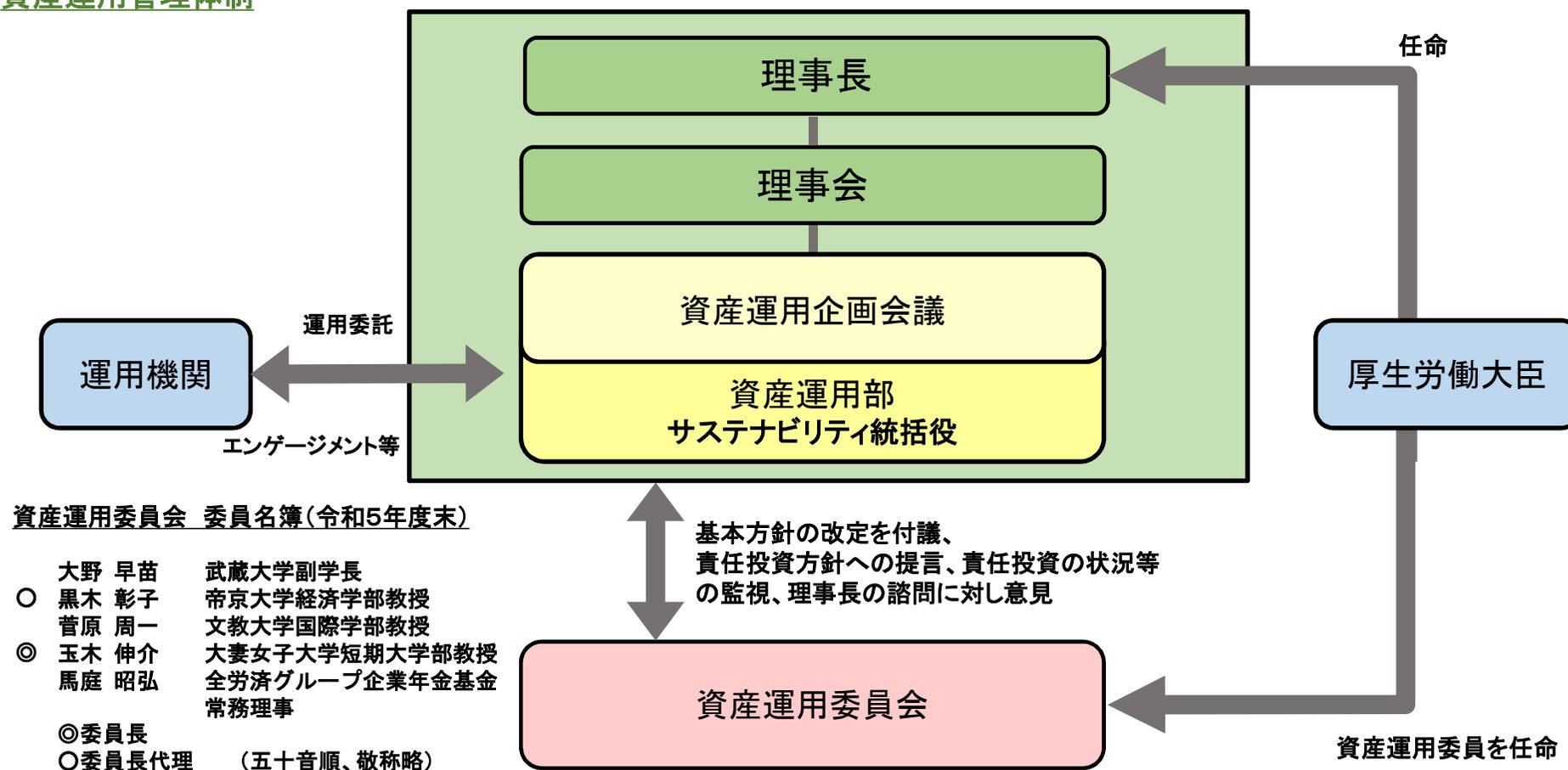
資産別構成比(委託運用部分)



2. 責任投資の取組方針 4) 責任投資におけるガバナンス体制

- 当機構は、「責任投資方針」を策定・公表した上で、責任投資活動を行います。「責任投資方針」は、厚生労働大臣が任命した委員で構成された「資産運用委員会」の意見を踏まえて、理事長が決定します。「資産運用委員会」は、理事長の諮問に対し意見を述べ、責任投資の状況等の監視を行います。
- 責任投資活動は「責任投資方針」に沿って資産運用部が行い、理事長を議長、資産運用担当理事を議長代理とする「資産運用企画会議」や、上述の「資産運用委員会」に報告されます。

資産運用管理体制



2. 責任投資の取組方針 5)運用受託機関の選定・評価・管理

- ・ 当機構は責任投資を、委託運用部分における運用受託機関に対するエンゲージメント等を通じて行っています。
- ・ その実効性の向上を企図し、ESG要素の投資戦略への組入を、令和6年度より開始する「運用受託機関のステュワードシップ活動への評価導入」を通じて実施します。

運用受託機関の選定・評価

当機構内規程である「運用受託機関及び資産管理機関の評価・委託金額変更基準」や、「運用ガイドライン」において、運用受託機関を選定・評価する際に「ステュワードシップ責任への取組」を評価項目の一つとして追加します。

選定・評価の主なチェックポイント

- ・ ステュワードシップ責任を果たすための明確な方針の策定・公表
- ・ ステュワードシップ責任を実効的に果たすための組織・体制の構築、人材育成
- ・ 利益相反に対する管理方針の策定、また防止するための体制・仕組の整備
- ・ 投資先企業の状況(ESG課題)を把握した積極的なエンゲージメント
- ・ 議決権行使結果やエンゲージメント活動の成果の個別企業・議案レベルでの開示、適切な報告
- ・ PRIの年次評価

運用受託機関の管理

運用受託機関の責任投資への取組を、運用状況報告会、ステュワードシップ活動報告会、年度調査票等にて確認します。

管理の主なチェックポイント

- ・ ESG要素の投資戦略への組入についてのプロセス、取組状況等

3. 責任投資活動の状況 1) スチュワードシップ活動

- 当機構は全ての委託資産(株式・債券)を対象にスチュワードシップ活動を行っています。当機構のスチュワードシップ活動は、大手金融機関及びそのグループのトップ等との面談(以下、トップ面談)と、運用受託機関によるスチュワードシップ活動報告会の2層構成で実施しています。
- トップ面談を行うのは、運用受託機関の親会社がグループとしての資産運用分野の長期的戦略や資源投入の決定権限を有するためです。親会社は、利益相反の回避の観点から運用受託機関の個々の投資判断や活動に干渉しませんが、本邦金融市場や資産運用業全体に関する広い見地からの意見交換は、双方に重要な気付きをもたらす貴重な機会と考えられます。
- スチュワードシップ活動報告会は、運用受託機関が投資先企業を評価する際にESG要素をどのように勘案しているかについて確認するとともに、その評価結果やエンゲージメントへの取組状況等について当機構への報告を求め、必要に応じて改善を促しています。令和5年度は、従来の株式(運用受託機関12社)に加え、債券(同14社)についても報告対象としました。

トップ面談

(令和5年11月～令和6年4月実施)

理事長が、大手金融機関及びそのグループのトップ(9社)と建設的な対話を実施しました。令和5年度は、ESG課題への対応や資産運用業の方向性について議論し問題意識を共有しました。

スチュワードシップ活動報告会

(令和5年10月～12月実施)

各運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する以下の点について確認すると共に、意見交換を行いました(当機構役員参加率 100%)。

- 目的・実施体制
(基本方針、ガバナンス、人員・体制等)
- 利益相反の管理体制
- エンゲージメントの内容
- 議決権行使基準や行使状況 等

3. 責任投資活動の状況 2) トップ面談

- 令和5年度は、ESG課題への対応や資産運用業の方向性について議論し問題意識を共有しました。ESG課題においては、気候変動対応(E要素)に加え、森林活用(E要素)、中小企業(S要素)をトピックとしました。
- また、主に気候変動対応において、トップ面談先の中には、国際協働エンゲージメントへ強くコミットしている運用受託機関や、日本やアジアの固有事情について独自に欧米当局へ働きかけている運用受託機関がありました。このような継続的な取組等もあり、現状、世界の投資家の間では、投資や融資等の引き揚げ(ダイベストメント)ではなく、公正な移行(Just Transition)が適当との方向性を確認しました。

気候変動対応 (E要素)

トランジション・ファイナンスへの対応が喫緊の課題との認識を共有しました。本邦政府策定のGX基本方針※のもと、官民が「公正な移行(Just Transition)」に向け資源を効果的に投入するため、政策方針の一層の見える化が必要であることや、開示・評価ルールの統一化等により企業サイド・投資家サイド双方のインセンティブを高めるような仕組み作りも重要であるとの意見を述べました。

※脱炭素と経済成長を両立するグリーントランスフォーメーション実現のための政府方針

中小企業について (S要素)

中小企業退職金共済法の趣旨に鑑み、日本の産業構造上、サプライチェーンに於いて中小企業が重要な役割を担っていること、「ヒト・モノ・カネ」の経営資源の中でヒトが最も希少であることを踏まえ、下請企業群を含む中小企業の労働環境改善など、人材へ配慮する企業が持続可能であるとの問題意識を共有しました。

森林活用について (E要素)

日本は炭酸ガス排出量の多い製造業が主要産業であり、排出量削減に加え炭酸ガス吸収を図る必要があること、国土の3分の2が森林である日本での森林活用が期待されること、との当方意見を改めて述べ、実装に向けた課題も共有しました。こうした施策が林業界の活性化に繋がれば、林退共を運営する当機構にもメリットがあると考えます。

資産運用業の方向性

資産運用のグローバルな競争力を高めていただく観点から、従来同様、外貨建て資産を含む運用力の強化、機関投資家向けの運用ビジネスへの資源投入やスチュワードシップ活動を担う人材の確保等につき、問題意識を共有しました。これらの問題意識は、政府による「資産運用立国」政策の一環である「資産運用業の高度化」策にも沿うものと考えます。

3. 責任投資活動の状況 3)運用受託機関のステュワードシップ活動(株式)

- 実施体制(ガバナンス、要員等)や利益相反の管理体制、エンゲージメントの内容、議決権行使基準や行使内容等について確認しました。
- エンゲージメントのトピックについては、ガバナンス(G)の比率が高いものの、環境(E)や社会(S)の比率は上昇傾向が継続しています。また、殆どのアクティブファンドに於いて、ESG要素を運用プロセスに組み込んでいることを確認しました。

実施体制(ガバナンス、要員等)

- 一部のブティック型の小規模な運用受託機関を除き、殆どがステュワードシップ活動を担当・支援する部署を設置しています。ステュワードシップ担当部署では、体制強化や(ESG関連要員を中心に)人員増強が継続し、複数の運用受託機関で気候変動問題に詳しい専門人材を採用する動きもありました。また、一部でグループ内の資産運用会社が再編されたことから、ガバナンスや業務面等での影響を注視していく予定です。
- 役員の関与については、議決権行使の最終判断を担当役員が行う運用受託機関があるものの、多くの運用受託機関では他部門からの影響を遮断の上、ステュワードシップ担当部署が判断し、モニタリング部署から取締役会や経営会議に判断結果が報告されています。また、担当部署が重要案件の判断を行う際は、殆どの運用受託機関が役員の参加する委員会や会議体で審議しています。

利益相反の管理体制

- 利益相反のガバナンス体制が整備・公表されていることを確認しました。具体的には、ステュワードシップ担当部署と営業担当部署間の人事異動や接触を制限する他、議決権行使に関する内部監査部署による点検を制度化している運用受託機関が多いことを確認しました。
- 利益相反問題が生じ得る関係会社に対する議決権行使では、外部の議決権行使助言機関の利用が一般的でした。但し、利用方法は、第三者性を重視してそのまま適用するケースと、参考にしつつも最終的には責任投資委員会等で判断するケースがありました。

3. 責任投資活動の状況 3)運用受託機関のステュワードシップ活動(株式)

(前ページより続き)

エンゲージメント

- 殆どの運用受託機関で株式運用担当部署のアナリストとステュワードシップ担当部署の専門担当者が協働してエンゲージメントを行っています。
- アクティブ運用では、株式運用担当部署が主導し、テーマ選定を含めてボトムアップで個別企業の固有事情に照らしたエンゲージメントを実施する傾向がありました。対象企業数は限定的であり、またガバナンス(G)関連テーマが中心でした。
- パッシブ運用では、ステュワードシップ担当部署が主導し、幅広い企業を対象として共通のテーマでエンゲージメントを実施する傾向がありました。ガバナンス(G)関連テーマの比率が最も高いものの、アクティブ運用に比べ、環境(E)や社会(S)のテーマも多く選択されていました。
- エンゲージメントについては、多くの運用受託機関で、現状や方針への質問・確認、問題の指摘等を通じ、相手先の気付きや対応の加速を促し、その結果をフォローアップする、という手法が採られていました。
- 一部の先進的な運用受託機関では、積極的に問題解決のための施策提案まで踏み込んでいました。その場合、エンゲージメントの成果につき、状況に応じたランク付けやマイルストーン管理の高度化を着実に進捗させているケースもありました。
- 協働エンゲージメントについては、多くの運用受託機関が行っており、「一般社団法人機関投資家協働対話フォーラム(IICEF)」や「Climate Action 100+」等の枠組みに参加する形で実施していました。グローバルな枠組みに参加し、国際基準策定等に関与する運用受託機関もありました。

3. 責任投資活動の状況 3)運用受託機関のステュワードシップ活動(債券)

- 令和5年度から債券についてのステュワードシップ活動報告会を開始しました。
- 活動の目的、実施体制(ガバナンス、要員等)やエンゲージメントの内容等について確認しました。株式に比べて運用受託機関毎の取組に違いが見られましたが、今後も本報告会等を通じて、債券のステュワードシップ活動への対応を促していく方針です。また、全てのアクティブファンドに於いて、ESG要素を運用プロセスに組み込んでいることを確認しました。

目的

- ステュワードシップ活動の目的は、多くの運用受託機関では信用力低下リスクへの対応といったダウンサイドリスク管理としています。一部の運用受託機関では、追加リターンの獲得やリスク調整後のリターン向上等も目的にしています。

実施体制(ガバナンス、要員等)

- 債券のステュワードシップ活動を専門に行うチームを設置している運用受託機関は少なく、多くは債券運用担当部署のクレジットアナリストとステュワードシップ担当部署の専門担当者が協働で取り組む体制となっています。一部の運用受託機関では株式と債券のステュワードシップ活動が一体で運営されています。

エンゲージメント

- 多くの運用受託機関でエンゲージメントの目的を中長期的な企業価値向上とする一方、情報収集・課題把握や分析力の向上とする運用受託機関もありました。尚、株式と債券では、財務指標(資本・負債)に求める方向性が異なりますが、殆どの運用受託機関が、不一致が生じる可能性の低い中長期的な共通課題を対象としてエンゲージメントを実施しています。
- グリーンボンドへの投資に際し、多くの運用受託機関がグリーンウォッシュ(環境保全への配慮を実態以上に見せかける行為)の見極めを開示情報や外部評価により実施していますが、一部の運用受託機関では独自評価等を使用しています。購入後も、発行者とのフォローアップ・ミーティングも含め継続的な管理を実施しています。

3. 責任投資活動の状況 4)運用受託機関の議決権行使

- 国内外株式の運用受託機関の議決権行使状況は、国内株式(8ファンド)で企業数5,738社／議案数61,478議案(延べ)、外国株式(8ファンド)で企業数3,636社／議案数51,526議案(延べ)になりました。尚、全ての運用受託機関が議決権を行使していることを確認しました。
- 国内株式では、議決権行使ガイドラインにおいて、政策保有株式の取り扱い、独立社外取締役の割合、取締役の多様性等で判断基準の厳格化の動きが継続しています。また、外国株式では、米国の規制緩和等の影響もあり、株主提案数が増加しました。

議決権行使ガイドラインの主な内容

政策保有株の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> • 一定の基準に抵触する場合は議決権行使において代表取締役選任に反対するとして運用受託機関が引き続き増え、基準も厳格化する傾向 • 基準を設定していない場合でも合理的な理由説明を求め、縮減を促している • 尚、議決権行使の前に企業と議論を行うとする運用受託機関もあった
独立社外取締役の割合	<ul style="list-style-type: none"> • 全ての運用受託機関が導入済、多くは支配株主等の有無や東証の市場区分により基準を分けている • 独立性について、殆どの運用受託機関が年数制限を導入済
取締役の多様性	<ul style="list-style-type: none"> • 基準を設けた運用受託機関が増加したが、殆どが適用対象を企業規模に基づき絞り込んでいる • 今後も基準の更なる厳格化を見込む運用受託機関あり
外部の議決権行使助言機関	<ul style="list-style-type: none"> • 全ての運用受託機関が利用しているものの、利益相反問題が生じ得る関係会社における議決権行使以外については、自社での判断の参考意見として利用する方法が一般的

3. 責任投資活動の状況 4) 運用受託機関の議決権行使(国内株式)

- 行使対象議案数61,478議案のうち、会社提案議案は60,185議案となり、行使結果は賛成51,199議案、反対8,986議案(反対比率14.9%)、棄権なしでした。会社提案議案に対する反対比率は、反対比率の低い「定款変更に関する議案」数が前年より減少した影響から、大きく上昇しました。
- 議案別では、「退任役員の退職慰労金の贈呈」、「買収防衛策」の反対比率は引き続き高く、議案数の多い「取締役の選任・解任」、「監査役の選任・解任」の反対比率は、一部の運用受託機関の反対比率の増加により上昇しました。
- 株主提案議案数は1,293議案で、全体の2.1%でした。うち、賛成176議案(賛成比率13.6%)、反対1,117議案、棄権なしでした。株主提案議案に対する賛成比率は、前年度より上昇しました。

議案 (令和4年7月～令和5年6月)		総計	会社提案					株主提案						
			計	賛成	反対	棄権	反対比率	参考:前年度反対比率	計	賛成	反対	棄権	賛成比率	参考:前年度賛成比率
会社機関に関する提案※	取締役の選任・解任	47,149	46,889	39,216	7,673	0	16.4%	12.9%	260	51	209	0	19.6%	4.6%
	うち社外取締役	19,959	19,783	16,091	3,692	0	18.7%	13.6%	176	43	133	0	24.4%	8.1%
	監査役の選任・解任	5,431	5,424	4,771	653	0	12.0%	10.6%	7	3	4	0	42.9%	18.5%
	うち社外監査役	3,645	3,639	3,030	609	0	16.7%	14.6%	6	2	4	0	33.3%	33.3%
	会計監査人の選任	173	173	173	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0	0	-	-
役員報酬等に関する議案	役員報酬	1,431	1,382	1,304	78	0	5.6%	5.3%	49	3	46	0	6.1%	0.0%
	役員賞与の支給	244	244	198	46	0	18.9%	16.4%	0	0	0	0	-	-
	退任役員の退職慰労金の贈呈	170	170	9	161	0	94.7%	81.0%	0	0	0	0	-	-
	ストックオプション	183	181	142	39	0	21.5%	26.7%	2	0	2	0	0.0%	-
資本政策に関する議案 (定款変更に関する議案を除く)	剰余金の処分	3,869	3,786	3,647	139	0	3.7%	3.2%	83	20	63	0	24.1%	21.3%
	自己株式取得	84	1	1	0	0	0.0%	0.0%	83	12	71	0	14.5%	15.3%
	合併、営業譲渡・譲受、会社分割等	159	157	154	3	0	1.9%	6.8%	2	0	2	0	0.0%	20.0%
定款変更に関する議案	2,364	1,575	1,567	8	0	0.5%	1.0%	789	78	711	0	9.9%	8.8%	
買収防衛策に関する議案	201	195	10	185	0	94.9%	94.6%	6	6	0	0	100.0%	-	
その他の議案	20	8	7	1	0	12.5%	24.1%	12	3	9	0	25.0%	0.0%	
合計	61,478	60,185	51,199	8,986	0	14.9%	11.4%	1,293	176	1,117	0	13.6%	9.4%	

※取締役・監査役・会計監査人の選任については、1候補者につき1議案としている。

3. 責任投資活動の状況 4)運用受託機関の議決権行使(外国株式)

- 行使対象議案数51,526議案のうち、会社提案議案は48,859議案となり、行使結果は賛成45,912議案、反対2,892議案(反対比率5.9%)、棄権55議案(棄権比率0.1%)でした。会社提案議案に対する反対比率は、前年度より低下しました。
- 議案別では、議案数の多い「取締役の選任・解任」「役員報酬」の反対比率は前年度より下落し、全体的な傾向として、サステナビリティ関連の情報開示の強化や役員報酬ガバナンスの改善が見られるとの報告がありました。
- 株主提案議案数は2,667議案で、全体の5.2%でした。うち、賛成1,040議案(賛成比率39.0%)、反対1,622議案、棄権5議案でした。環境・社会に関連した株主提案(“その他の議案”)が増加した一方、賛成比率は低下しました。

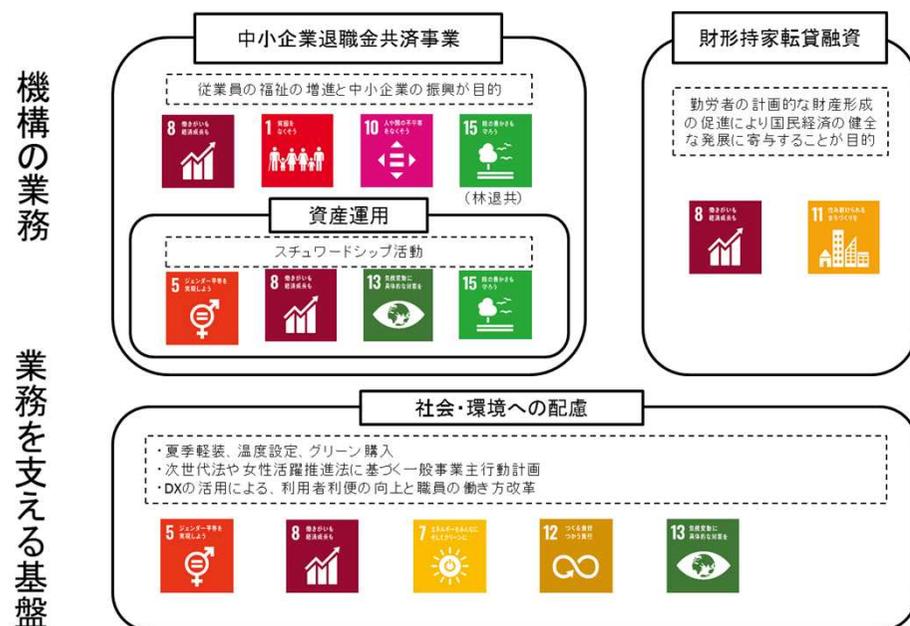
議案 (令和4年7月～令和5年6月)		総計	会社提案						株主提案					
			計	賛成	反対	棄権	反対比率	参考:前年度反対比率	計	賛成	反対	棄権	賛成比率	参考:前年度賛成比率
会社機関に関する提案※	取締役の選任・解任	27,635	27,559	26,161	1,364	34	4.9%	5.6%	76	42	30	4	55.3%	57.7%
	監査役の選任・解任	503	444	363	81	0	18.2%	22.7%	59	30	29	0	50.8%	55.7%
	会計監査人の選任	3,237	3,223	3,196	26	1	0.8%	1.1%	14	8	6	0	57.1%	52.6%
役員報酬等に関する議案	役員報酬	5,717	5,657	5,017	639	1	11.3%	13.0%	60	19	41	0	31.7%	27.5%
	役員賞与の支給	43	43	40	3	0	7.0%	12.5%	0	0	0	0	-	-
	退任役員の退職慰労金の贈呈	52	17	11	6	0	35.3%	42.9%	35	15	20	0	42.9%	100.0%
	ストックオプション	998	991	849	142	0	14.3%	14.8%	7	0	7	0	0.0%	0.0%
資本政策に関する議案 (定款変更に関する議案を除く)	剰余金の処分	1,243	1,242	1,231	11	0	0.9%	0.3%	1	1	0	0	100.0%	0.0%
	自己株式取得	954	954	919	35	0	3.7%	3.2%	0	0	0	0	-	0.0%
	合併、営業譲渡・譲受、会社分割等	2,169	2,164	1,990	174	0	8.0%	8.4%	5	5	0	0	100.0%	83.3%
定款変更に関する議案	972	800	764	36	0	4.5%	6.5%	172	69	102	1	40.1%	64.2%	
買収防衛策に関する議案	200	175	161	14	0	8.0%	6.0%	25	10	15	0	40.0%	66.7%	
その他の議案	7,803	5,590	5,210	361	19	6.5%	8.5%	2,213	841	1,372	0	38.0%	45.9%	
合計	51,526	48,859	45,912	2,892	55	5.9%	6.7%	2,667	1,040	1,622	5	39.0%	47.8%	

※取締役・監査役・会計監査人の選任については、1候補者につき1議案としている。

3. 責任投資活動の状況 5) 運営上の取組

- 当機構は、独立行政法人として、環境や社会的責任に配慮した取組を積極的に実施しています。
- 令和5年8月にPRI(責任投資原則)へ署名しました。また、同年10月に日本で初開催されたPRI in Person(世界約40か国から約1,300人が参加)に署名機関として参加しました。
- 資産運用分野の委託先コンサルタント会社に対し、利益相反を管理する方針が策定され、体制が整備されていることを確認しました。

当機構の業務とSDGsの目標との関係



環境・社会へ配慮した取組

- 社会的責任への対応
 - 次世代法及び女性活躍推進法に基づく事業主行動計画
 - 仕事と子育ての両立や女性が意欲的に仕事に取り組む環境を整備
 - DXの活用による利用者利便性の向上と職員の働き方改革
 - 中退共システムのオンライン化、建退共における電子申請 → 今後、各種申請等についてもオンライン化の取組を推進
 - 職員の働き方改革 → 今後、テレワークについても推進
- 環境への配慮
 - 省エネルギー型OA機器等の導入(パソコン、コピー機等)
 - 用紙類等の使用量の削減・再利用等
 - グリーン購入法適合再生紙・文具類の購入促進
 - コピー用紙等の両面印刷・両面コピーの徹底 → 今後ペーパーレス化を推進
 - 温度設定・軽装等の励行
 - 事務室内における冷暖房温度の適正管理
 - 「クールビズ」等の励行
 - 事務室段階でのごみ分別回収の徹底
- 役職員のSDGsに対する意識の向上
 - SDGsに関する研修の実施
 - SDGsバッジの配布・着用の励行

3. 責任投資活動の状況 6) 今後の方針

- 当機構は、平成26年の日本版スチュワードシップ・コード受入れ以降、大手金融機関トップとの面談やスチュワードシップ活動報告会の年次実施など、スチュワードシップ活動を行ってきました。今後も、PRI(責任投資原則)署名機関としての体制整備、具体的には、ESG要素の投資戦略への組入、組織への浸透策(研修実施等)、情報発信力の強化策や、アセットオーナー・プリンシプルへの対応を検討・実施していきます。
- 引き続き、公的機関のアセットオーナーかつPRI署名機関として、受託者責任の範囲内で、持続可能な社会の実現を後押しするための活動について検討していく方針です。

